

学校法人宮城学院簡易無線運用要項

2015年8月5日制定
2016年11月1日改正
2019年7月9日改正

(目的)

第1条 この要項は、災害その他非常事態の発生に際し、学校法人宮城学院（以下「本学院」という。）における簡易無線の円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 簡易無線 本学院で使用する簡易無線による通信をいう。
- (2) 無線局 簡易無線設備及び当該無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (3) 基地局 携帯局と通信を行うため開設する移動しない無線局をいう。
- (4) 携帯局 携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

(無線局の配置等)

第3条 無線局の種類及び配置は、別表のとおりとする。

(無線管理者)

第4条 無線局の業務を統括し、その運用を指揮監督するため、無線管理者を置く。

2 無線管理者は、財務施設部長をもって充てる。

(無線責任者)

第5条 法人及び設置学校における無線局の管理、運用に当たるとともに、無線取扱者を指揮監督するため、無線責任者を置く。

2 無線責任者は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 法人 総務人事部長
- (2) 大学 事務部長
- (3) 中学校高等学校 事務長
- (4) 認定こども園 教頭

(無線取扱者)

第6条 無線取扱者は、無線責任者の指揮監督のもとに、無線設備の操作を行う。

(無線取扱者の配置)

第7条 無線責任者は、無線設備の操作に必要な無線取扱者を指名、配置するものとする。

2 無線取扱者の配置にあたっては、不測の事態に備え、1局に複数名を指名、配置するものとする。

3 無線責任者は、前項の配置を確保するため、無線取扱者の養成に努めるものとする。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 非常通信 災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助等の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- (2) 訓練通信 非常通信の円滑な実施を確保するために必要な訓練時に行う通信をいう。
- (3) 平常通信 非常通信及び訓練通信以外のものをいう。

(通信統制)

第9条 無線管理者は、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのあるときは、通信を統制することができる。

(通信訓練)

第10条 無線管理者は、災害の発生等に対処するため、定期的に通信訓練を行うものとする。

(研修)

第11条 無線管理者は、無線業務に携わる職員の資質の向上を図るため、無線設備等の取扱いに係る研修を行うものとする。

(無線設備の点検)

第12条 無線責任者は、無線設備の正常な機能を維持するため、無線取扱者をして年1回以上の定期点検を実施させ、機器の保全に努めなければならない。

2 無線取扱者は、非常通信の円滑な実施のため、無線設備の充電状況を毎日点検するものとする。

(故障等の報告)

第13条 無線取扱者は、無線設備に故障又は異常があったときは、速やかに無線責任者に報告しなければならない。

2 無線責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに無線管理者に報告するとともに、復旧に必要な措置を講ずるものとする。

(事務の処理)

第14条 簡易無線の運用に関する事務は、施設課が所管する。

(細則)

第15条 この要項に定めるもののほか、簡易無線の運用に関する細則は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、2015年8月5日から施行する。
- 2 この要項は、2016年11月1日から改正施行する。
- 3 この要項は、2019年7月9日から改正施行する。

別表 (第3条関係)

設置学校等	担当班	班長・担当部署	有事配置先	保管場所	局
全学院緊急 対策本部	情報計画グループ	総務人事課	秘書室	秘書室	基地局2
	資源管理グループ	施設課	施設課	施設課	携帯局3
大学	総括・連絡班	学術情報部長	庶務課	施設課	基地局2
	消火・物資班	社会連携部長	社会連携課	施設課	携帯局1
	避難誘導班	教務部長	教務課	施設課	携帯局1
	安否確認班	学生部長	学生課 キャリア支援課	施設課	携帯局1
	避難所対応班	入試部長	入試課	施設課	携帯局1
	医療・救護対応グループ	保健センター長	保健センター	保健センター	携帯局1
	認定こども園	教頭	認定こども園	認定こども園	携帯局2
	さくら寮	管理人	さくら寮	さくら寮	基地局1 携帯局1
中高	総括・連絡班	入試広報部長	教員室	教員室	基地局1
	消火・物資班	進路指導部長	教員室	教員室	携帯局1
	避難誘導班	教務部長	教員室	教員室	携帯局1
	安否確認班	生活指導部長	教員室	教員室	携帯局1
	避難所対応班	宗教主事	事務室	事務室	携帯局1
	医療・救護対応グループ	保健主事	保健室	保健室	携帯局1
	青桜シャロン寮	管理人	青桜シャロン寮	青桜シャロン寮	携帯局1